

平成二十年六月三日受領  
答弁第四二八号

内閣衆質一六九第四二八号

平成二十年六月三日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 町村 信孝

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流で起きたとされる暴行事件に対する外務省の説  
明に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流で起きたとされる暴行事件に対する外務省の説明に関する再質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十年五月二十三日内閣衆質一六九第三九一号）一から四まで及び七について並びに六についてで述べているとおりであって、外務省としては、御指摘の事項のみならず、北海道庁の対応等を踏まえ、当時、本件に関する外務省及び御指摘の職員の対応に問題があったとは考えておらず、その判断に変わりはない。

五及び七から十までについて

質問主意書に対しては、その内容を理解し答弁しているものと認識しており、先の答弁書（平成二十年五月二十三日内閣衆質一六九第三九一号）九、十四及び十五について等で述べているとおり、報告書には、御指摘の議員の御指摘の者への対応が具体的に記載されており、御指摘の事実は十分な客観性を有していると考えている。

六について

現在外務省において保管されている診断書の写しにおいては、当該部分は黒塗りされている。